

源泉所得税において還付が発生した場合の処理

< 質問 >

当期に発生した源泉所得税について、下記の仕訳処理を行いました。

(1) 当期：「期中」の計上

法人税、住民税及び事業税 100,000 / 受取利息 100,000

(2) 当期：源泉所得税が全額還付となった場合の「決算時」の処理

未収入金 100,000 / 法人税、住民税及び事業税 100,000

翌期において、下記の仕訳処理を行いました。

(3) 翌期：還付金の「入金時」の処理

現預金 100,000 / 未収入金 100,000

当期及び翌期のワーキングシートの入力はようになりますか？

< 回答 >

■ 当期の処理（源泉所得税の還付請求額を計上）

源泉所得税の還付分を未収計上とした場合は、本税に含めず、別表5（2）の28欄（源泉所得税・外国税）の「当期発生税額」及び「仮払経理納付」に登録します。

・メニュー401>[その他の税金]WS

【その他の税金の納付(還付)状況】					
税目及び事業年度		期首現在未納税額	当期発生税額	当期中の納付税額	
				充当金取崩納付	仮払経理納付
損金算入	利子税	20			
	延滞金	21			
		22			
		23			
損金不算入	加算税等	24			
	延滞税	25			
	延滞金	26			
	過怠税	27			
	源泉所得税等・外国税	28	100,000		100,000
		29			
合 計		(△)	(△)	(△)	(△)
			100,000		100,000

別表1の「所得税の額」は別表6（1）の6欄の から連動します。

そのため、別表5（2）の28欄から別表1の「所得税の額」には連動しません。

申告書は下記の表示となります。

■ 別表1

所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	1	0
法人税額 (48)+(49)+(50)	2	0
法人税額の特別控除額 (別表六「6」の⑤)	3	
税額控除超過額 相当額等の加算額	4	
課税土地譲渡利益金額 (別表三「2」の④)+(別表三 「2」の⑤)+(別表三「2」の⑥)	5	000
同上に対する税額 (62)+(63)+(64)	6	
課税留保金額 (別表三「1」の④)	7	000
同上に対する税額 (別表三「1」の⑤)	8	
法人税額計 (2)-(3)+(4)+(6)+(8)	9	0
外国税額 (別表六「2」の①)+(別表六 「2」の②)+(別表六「2」の③)	10	
仮払経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額	11	
控除税額の計	16	1000000
外国税額 (別表六「2」の①)	17	
計 (16)+(17)	18	1000000
控除した金額 (12)	19	
控除しきれなかった金額 (18)-(19)	20	1000000
この申告による還付金額 (20)	21	1000000
中間納付額 (14)-(13)	22	
欠損金の繰戻しに よる還付請求税額	23	
計 (21)+(22)+(23)	24	1000000

■別表4

当期利益又は当期欠損の額		1	円	0	円	0	配当	円
加	損金経理をした法人税及び地方法人税 (附帯税を除く。)	2					その他	
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3						
	損金経理をした納税充当金	4						
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、減算金(基納分を除く。)及び過当税	5					その他	
	減価償却の償却超過額	6						
	役員給与の損金不算入額	7					その他	
	交際費等の損金不算入額	8					その他	
	通算法人に係る加算額 (別表四付表「5」)	9					外※	
		10						
	小計	11					外※	
減	減価償却超過額の当期認容額	12						
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13						
	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「5」)	14					※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「2.6」)	15					※	
	受贈益の益金不算入額	16					※	
	適格現物分配に係る益金不算入額	17					※	
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18						
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19					※	
	通算法人に係る減算額 (別表四付表「10」)	20					※	
	仮払諸税	21	100,000		100,000			
算	小計	22	100,000		100,000		外※	
	仮計 (1)+(11)-(22)	23	△	100,000	△	100,000	外※	0
	対象税戻利子等の損金不算入額 (別表十七(二)の二)「29」又は「34」)	24					その他	
	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三)「10」)	25	△				※	△
	仮計 (23)から(25)までの計	26	△	100,000	△	100,000	外※	0
	寄附金の損金不算入額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	27					その他	
	沖縄の指定法人又は指定税務特別区域における指定法人の所得の特別の特典 又は参加調整金額の益金算入額 (別表十一「7.5」前しくは別表十二「7.5」又は別表十三「7.5」前しくは別表十二「7.1」)	28					※	
	法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6」の③)	29	100,000				その他	100,000
	税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二)の二)「7」)	30					その他	
	分配税額(外国税額控除/外国法人税等)に係る税額控除の特典等の特典 (別表六(五)の二)「5」の②) + (別表十七(三)の六)「1」)	31					その他	
	組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「10」)	32						
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額 の損金算入額又は益金算入額(別表十四「20」、「21」又は「23」)	33					※	
	合計 (26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)±(33)	34	0	△	100,000		外※	100,000

■別表5（１）

I 利益積立金額の計算に関する明細書						
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ① - ② + ③		令五・四・一以後終
		①	②	③	④	
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円	
積 立 金	2					
仮 払 諸 税	3			△ 100,000	△ 100,000	
繰 越 損 益 金（損は赤）	25					
納 税 充 当 金	26					
未 納 法 人 税 等 （ 通 封 贈 与 金 等 の 損 を 立 除 金 に ）	未納法人税及び未納地方法人税 （附帯税を除く。）	27 △	△	中間 △ 確定 △	△	
	未払通算税効果額 （附帯税の額に係る部分の金額を除く。）	28		中間 確定		
	未納道府県民税 （均等割額を含む。）	29 △	△	中間 △ 確定 △	△	
	未納市町村民税 （均等割額を含む。）	30 △	△	中間 △ 確定 △	△	
差 引 合 計 額	31			△ 100,000	△ 100,000	

■別表5（２）

そ の 他	利 子 税	20							
	延 滞 金 （ 延 滞 に 係 る も の ）	21							
		22							
		23							
	加算税及び加算金	24							
	延 滞 税	25							
	延 滞 金 （ 延 滞 分 を 除 く ）	26							
	過 息 税	27							
	源泉所得税等・外国税	28		100,000		100,000			0
		29							
納 税 充 当 金 の 計 算									
期 首 納 税 充 当 金	30		円	取	そ	損 金 算 入 の も の	36		円
繰 入 額	31			崩	の	損 金 不 算 入 の も の	37		
	32						38		
	計 (31) + (32)	33	0	他	仮 払 税 金 消 却		39		
取 崩 額	34			額	計 (34) + (35) + (36) + (37) + (38) + (39)		40	0	
	法 人 税 等 (5 の ①) + (1 9 の ②) + (1 5 の ③) 事業税及び特別法人事業税 (1 2 の ④)	35		期 末 納 税 充 当 金 (30) + (33) - (40)			41	0	

■翌期の処理（源泉所得税の還付分の受入計上）

所得には影響させず仮払諸税の期末残高を0とするため、仮払諸税の「損金経理」と所得税額等及び欠損金の繰戻還付の「社外流出」に登録します。

・メニュー401＞[5(1)：仮払税金の繰越・消却・引継]WS

3：水道橋商事 【令和6年度】

【仮払税金の繰越・消却又は引継額】

行	別表五(一)の区分	期首利益積立金額	当期の申告調整	
			当期の増	当期の減
1	仮払法人税及び仮払地方税	△	適格合併等 △	充当金取崩 △
			上記以外 △	仮払経理 △
2	仮払都道府県民税	△	適格合併等 △	充当金取崩 △
			上記以外 △	仮払経理 △
3	仮払市町村民税	△	適格合併等 △	充当金取崩 △
			上記以外 △	仮払経理 △
4	仮払事業税等	△	適格合併等 △	充当金取崩 △
			上記以外 △	仮払経理 △
5	仮払諸税	△ 100,000	適格合併等 △	充当金取崩 △
			上記以外 △	仮払経理 △
				損金経理 △ 100,000

1. 「当期の増」の「適格合併等」欄には、適格合併等により引き継ぐ金額を入力してください。
 2. 「当期の減」の「充当金取崩」欄に入力された金額は、別表5(2)の「納税充当金の計算」欄の計算基礎にもなります。
 3. 「当期の減」の「損金経理」欄に入力された金額は、別表4で「仮払税金消却額」として加算します。

F1 前項目 F4入力終了 F10処理メニュー

・メニュー403＞[流出2（減算欄）]WS

3：水道橋商事 【令和6年度】

5. 別表四の税務調整(社外流出・減算欄)について入力してください。

行	摘要	社外流出	
1	受贈益の益金不買入額	16	※
2	適格現物分配に係る益金不買入額	17	※
3	所得税額等及び欠損金の繰戻し還付	19	※ 100,000
4	適格合併等の合併等があった場合の欠損金の損金買入額	付9	※
5	上記のうち、制限対象額(法84の6④)	付9	※
6	取用等の場合等の所得の特別控除額		※ 〈自動転記〉
7	肉用牛の売却の所得の特別控除額		※ 〈自動転記〉
8			
9			
10			
11			
12			
13			
101	超過利子額の損金買入額	25	※
102	沖縄の認定法人の所得の特別控除額	28	※
103	国家戦略特別区域における所得の特別控除額	28	※
104	対外船舶運航事業者の所得の損金買入額	33	※
105	非適格合併等による移転資産等の譲渡損失額	38	※
106	新設床探鉱費・海外新設床探鉱費控除額	46	※
	小計		100,000

F1 前項目 F2 前頁 F3 次頁 F4入力終了 F10処理メニュー

申告書は下記の表示となります。

■別表4

区 分	総 額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
	①	②	③
当期利益又は当期欠損の額	1 0	0	配当 その他
加 損金経理をした法人税及び地方法人税 (附帯税を除く。)	2		
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3		
損金経理をした納税充当金	4		
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、減算金(見込分を除く。)及び通算税	5		その他
減価償却の償却超過額	6		
役員給与の損金不算入額	7		その他
交際費等の損金不算入額	8		その他
通算法人に係る加算額 (別表四付表「5」)	9		外※
算 仮払税金消却額	10 100,000	100,000	
小 計	11 100,000	100,000	外※
減 減価償却超過額の当期認容額	12		
納税充当金から支出した事業税等の金額	13		
受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「5」)	14		※
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	15		※
受贈益の益金不算入額	16		※
適格現物分配に係る益金不算入額	17		※
法人税等の中間納付額及び過払納に係る還付金額	18		
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19 100,000		※ 100,000
通算法人に係る減算額 (別表四付表「10」)	20		※
算	21		
小 計	22 100,000		外※ 100,000
仮 (1)+(11)-(22) 計	23		外※

令六・四・一以後終了事業年度分

■別表5(1)

I 利益積立金額の計算に関する明細書							(一)
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額			
		減	増	①-②+③	④		
	①	②	③	④	⑤		
利 益 準 備 金	1						
積 立 金	2						
仮 払 諸 税	3 Δ 100,000	Δ 100,000			0		
	4						
繰 越 損 益 金 (損 は 赤)	25						
納 税 充 当 金	26						
未 納 法 人 税 等 (香 港 等 の に 関 連 す る 法 人 に 対 し て)	未納法人税及び未納地方法人税 (附帯税を除く。)	27 Δ	Δ	中間 Δ 確定 Δ	Δ		
	未払通算税効果額 (附帯税の額に係る部分の金額を除く。)	28		中間 確定			
	未納道府県民税 (均等割を含む。)	29 Δ	Δ	中間 Δ 確定 Δ	Δ		
	未納市町村民税 (均等割を含む。)	30 Δ	Δ	中間 Δ 確定 Δ	Δ		
差 引 合 計 額	31 Δ 100,000	Δ 100,000					

令六・四・一以後終了事業年度分

■別表5（2）

その 他の	利子税	20							
	延滞金 (還納に係るもの)	21							
		22							
		23							
	加算税及び加算金	24							
	延滞税	25							
	延滞金 (還納分を除く。)	26							
	過怠税	27							
		28							
		29							
納税充当金の計算									
期首納税充当金	30								
繰入額	損金経理をした納税充当金	31							
		32							
	計 (31)+(32)	33	0						
取崩額	法人税額等 (5の②)+(10の②)+(15の②) 事業税及び特別法人事業税 (19の②)	34							
		35							
取崩額	損金算入のもの	36							
	損金不算入のもの	37							
		38							
	仮払税金消却	39							
	計 (34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)	40						0	
	期末納税充当金 (30)+(33)-(40)	41						0	

(注) 当入力例は、処理の一例です。実際に入力する際は、顧問税理士等にご相談のうえ、各企業の処理方法に基づいて入力してください。